

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		社会福祉法人解散の認可又は認定
根拠条例・規則等名		社会福祉法
条 項		第 4 6 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課 (電話：048-829-1253)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	過去に申請がなく、又将来的にも稀であるため、あらかじめ審査基準を設置することは困難である
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請がなく、又将来的にも稀であるため、あらかじめ処理期間を設置することは困難である
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		